

監査公告第20号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した市民生活部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

市民生活部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和2年1月10日から令和2年2月10日まで

第2 監査の対象

窓口課、生活安全課、環境美化センター、地域づくり推進課、人口減少対策室、税料金課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(聴取の主な内容は別紙のとおりである。)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

市民生活部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 窓口課

- ・行政サービスセンターの開設について
- ・マイナンバーカードの普及促進について
- ・マイナンバーカードの交付率について
- ・山中温泉支所取り壊しに伴う窓口課移転について

2. 生活安全課

- ・クリーンビーチ・インかがの雨天時延期の検討について
- ・防犯カメラ設置事務補助の対象拡充について
- ・一般廃棄物収集運搬業務の許可に係る収集区域の撤廃について
- ・ごみ処理施設基幹的設備改良工事について

3. 地域づくり推進課

- ・かが交流プラザさくら整備事業について
- ・市民会館整備事業について
- ・まちづくり運動推進事業について
- ・男女共同参画推進事業について

4. 人口減少対策室

- ・生涯活躍のまち構想推進事業について
- ・ローカルベンチャー育成支援業務について
- ・縁結び支援事業について

5. 税料金課

- ・家屋評価の精度向上について
- ・収納サービスの検討について
- ・特別徴収事業者の増加について